

別記様式（第5条関係）

No.	4250524	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	療養事業(退職)			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	02	—	01	—	04
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	18
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	療養の給付(現物給付)が受けられなかった退職被保険者に対し保険給付を行い、負担軽減を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	急病など緊急やむをえない理由で保険証を使わずに診療を受けたときや、コルセットなどの治療用補装具を購入したときなど、被保険者が一時全額を支払った場合、事後に一部負担金(1~3割)を除いた残りを給付する。								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第54条								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)			内容 (手段、方法等)						
八代市国民健康保険退職被保険者			急病など緊急やむをえない理由で保険証を使わずに診療を受けたときや、コルセットなどの治療用補装具を購入したとき、医師が必要と認めたりきゅう、マッサージ施術を受けたときなど、被保険者が一時全額を支払った場合、事後に一部負担金(1~3割)を除いた残りを給付する。申請書の提出を受け内容を審査後支給決定し、口座振込等により支給する。						
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)									
被保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
被保険者数は減少しているが、療養費の支給額は増加傾向にある。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	4,699,612	5,455,000	4,990,000	4,490,000	3,990,000
事業費(直接経費) (単位:円)				5,466,751	4,069,612	4,965,000	4,500,000	4,000,000	3,500,000
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			4,910,000	4,069,000	4,847,000	4,400,000	3,900,000	3,400,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			556,751	612	118,000	100,000	100,000	100,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	630,000	490,000	490,000	490,000	490,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.09	0.07	0.07	0.07	0.07
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	療養費支給件数	件	計画	-	1000	1000	1000	1000
				実績	906	769	-	-	-
	②	療養費支給額	千円	計画	-	6281	5600	4400	3300
				実績	5467	4070	-	-	-
	③			計画	-				
実績									
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	国の制度に則った事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	国の制度に則った事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	国の制度に則った事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国の制度に則った事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	支給の可否の決定など難易度が高い事務処理が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	国民健康保険特別会計にて実施している唯一の事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	支給の可否の決定など難易度が高い事務処理が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者に負担を求めて実施する事業ではない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 申請書の内容点検等をより充実させることにより、適正な給付に繋げる。					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No. 4250550

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	老人保健医療事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	01	—	31 — 27
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	平成22年度で廃止となった旧老人保健医療特別会計の清算を行うもの。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	平成20年4月1日に老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したため、資格に係る申請・届出事務は終了しており、旧老人保健医療特別会計における医療費の月遅れ請求等に伴う清算業務を一般会計にて行っている。					
根拠法令、要綱等	老人保健法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成23年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	旧老人保健医療受給者に係る医療費	内容 (手段、方法等)	旧老人保健医療特別会計における医療費の月遅れ請求等に伴う清算業務を一般会計にて行う。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	旧老人保健医療特別会計を清算する。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

旧老人保健医療特別会計が平成22年度で廃止となって以降、その清算業務を一般会計にて引き継ぎ行っているが、予算の執行額も年々大幅に減少している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	353,200	1,360,000	460,000	460,000	460,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	5,110	3,200	1,010,000	110,000	110,000	110,000
財源内訳	国県支支出金	0	0	2,000	2,000	2,000	2,000
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	5,110	3,200	1,008,000	108,000	108,000	108,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	—				
			実績			—	—	—
②			計画	—				
			実績			—	—	—
③			計画	—				
			実績			—	—	—

(記述欄)※数値化できない場合
現在は、清算業務のみのため予算の執行額も少なく指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 現在は、清算業務のみのため予算の執行額も少なく指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	結びつく 一部結びつく ● 結びつかない	平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	薄れていない 少し薄れている ● 薄れている	平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	旧老人保健医療特別会計の清算業務は、大幅に減少してきているものの未だ事務処理が残っており、市が関与しなければならない。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	旧老人保健医療特別会計を事務的に清算する業務であるため。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	旧老人保健医療特別会計を事務的に清算する業務であるため。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	旧老人保健医療特別会計を事務的に清算する業務であるため。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	旧老人保健医療特別会計を事務的に清算する業務であるため。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	旧老人保健医療特別会計を事務的に清算する業務であるため。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	旧老人保健医療特別会計を事務的に清算する業務であるため。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 医療費等の清算業務であるため、今後も現行どおり市による実施が妥当である。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後、事務量も更に減少すると考えられるため、事業そのものの廃止の時期を見極める必要がある。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250532

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	老人保健事務費拠出金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	05	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 27
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	老人保健医療の診療報酬明細書の審査業務に対する社会保険診療報酬支払基金への事務費拠出金。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	八代市国民健康保険被保険者のうち、老人保健医療対象であった者の診療報酬明細書の審査業務に対して、保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金へ事務費を拠出する。 老人保健制度の対象者であった75歳以上の被保険者は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度へ移行したところであるが、老人保健法において、各医療保険者は老人保健拠出金の納付義務があるため、老人保健の清算事業のため社会保険診療報酬支払基金が算定した事務費を拠出するもの。					
根拠法令、要綱等	老人保健法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
八代市国民健康保険被保険者のうち、老人保健医療対象であった者。	社会保険診療報酬支払基金の決定通知額を負担。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
老人保健医療会計の清算。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

老人保健事業の清算の進行により、八代市においては、平成24年度から事務費の拠出のみ。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	231,986	156,000	86,000	86,000	86,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	104,250	91,986	86,000	86,000	86,000	86,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	104,250	91,986	86,000	86,000	86,000	86,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	140,000	70,000	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	—				
			実績			—	—	—
②			計画	—				
			実績			—	—	—
③			計画	—				
			実績			—	—	—

(記述欄)※数値化できない場合
法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。					
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。								
改革改善による期待成果									
成果	コスト				外部評価の実施	無		実施年度	
	向上	削減	維持	増加		H25進捗状況			
	維持		●		H25取組内容				
	低下				(委員からの意見等)				
決算審査特別委員会における意見等					特になし				

別記様式（第5条関係）

No.	4250535	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	その他の共同事業費拠出金事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	07	—	01	—	03
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	30
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	熊本県国民健康保険団体連合会が行う国保広報事業及び退職者医療関係事務等の共同事業に対する拠出金。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	テレビ放送等の広報事業や退職者医療の該当者リストの作成など、熊本県国民健康保険団体連合会に加入する全保険者に関わる共同事業経費に対する保険者の拠出。								
根拠法令、要綱等	熊本県国民健康保険団体連合会規約								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を） 共同事業に対する保険者拠出金。	内容（手段、方法等） 熊本県国民健康保険団体連合会が規定する拠出金(=A+B) A 広報共同事業保険者負担金(=①+②) ①平等割 ②被保険者割 B 退職者医療共同事業拠出金
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか） 国民健康保険被保険者への国保に関する啓発。 退職者医療該当者の把握。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等	
規約に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	909,361	868,000	798,000	798,000	798,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	775,790	769,361	798,000	798,000	798,000	798,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	3,271	3,668	6,000	6,000	6,000	6,000
	一般財源（特別会計→事業収入）	772,519	765,693	792,000	792,000	792,000	792,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	140,000	70,000	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
			実績			—	—	—	—
(記述欄)※数値化できない場合 規約に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 規約に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	規約に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	規約に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	規約に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	規約に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 規約に基づく義務的な事業である。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	規約に定められた義務的な事業であるため、規約の改正等に基づく。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上			
	維持		●	
低下				
		外部評価の実施	無	実施年度
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250528

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	移送事業(一般)		会計区分		04 国民健康保険特別会計	
			款項目コード(款-項-目)	02	—	03 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 22
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	医師の指示による移送に要した経費を負担した一般被保険者の負担軽減を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給されるもので、疾病・負傷により移動することが著しく困難で、医師の指示により、緊急その他やむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した経費のうち一部負担金を除いた分を支給する。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第54条の4					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	八代市国民健康保険一般被保険者	内容 (手段、方法等)	疾病・負傷により移動することが著しく困難で、医師の指示により、緊急その他やむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した経費(最も経済的な通常経路・方法で移送された場合の費用により算出)のうち一部負担金を除いた分を申請に基づき支給する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

特に変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	70,000	71,000	71,000	80,000	71,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	0	0	1,000	1,000	10,000	1,000	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	1,000	1,000	10,000	1,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 移送費件数	件	計画	—	1	1	1	1
			実績	0	0	—	—	—
	② 移送費額	円	計画	—	1000	1000	1000	1000
			実績	0	0	—	—	—
	③		計画	—	—	—	—	—
実績			—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 国の社会保障制度改革において医療保険における給付制度の見直しが検討されている。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250529

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	移送事業(退職)		会計区分		04 国民健康保険特別会計	
			款項目コード(款-項-目)	02	—	03 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 23
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	医師の指示による移送に要した経費を負担した退職被保険者の負担軽減を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	退職被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給されるもので、疾病・負傷により移動することが著しく困難で、医師の指示により、緊急その他やむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した経費のうち一部負担金を除いた分を支給する。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第54条の4					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	八代市国民健康保険退職被保険者	内容 (手段、方法等)	疾病・負傷により移動することが著しく困難で、医師の指示により、緊急その他やむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した経費(最も経済的な通常経路・方法で移送された場合の費用により算出)のうち一部負担金を除いた分を申請に基づき支給する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

特に変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	70,000	71,000	71,000	71,000	71,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 移送費件数	件	計画	—	1	1	1	1
			実績	0	0	—	—	—
	② 移送費額	円	計画	—	1,000	1,000	1,000	1,000
			実績	0	0	—	—	—
	③		計画	—	—	—	—	—
実績			—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 国の社会保障制度改革において医療保険における給付制度の見直しが検討されている。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250536

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	医療費適正化推進事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	08	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 31
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	レセプト点検を実施するとともに、新薬からジェネリック医薬品への切り替えを促進することにより、医療費の適正化を図り、国保財政の健全化に資する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・医科・調剤レセプト単月点検、歯科レセプト縦覧点検等を民間事業者に委託し実施する。 ・国民健康保険被保険者証の一斉更新時に、ジェネリック医薬品希望カード付パンフレットを配布するとともに、服用している新薬をジェネリック医薬品に切替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算したジェネリック医薬品差額通知書を送付する。 					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
八代市国民健康保険被保険者 八代市国民健康保険医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・医科・調剤レセプト単月点検、歯科レセプト縦覧点検、柔整レセプト点検等を民間事業者に委託し実施する。 ・国民健康保険被保険者証の一斉更新時に、国保全世界に対し、ジェネリック医薬品希望カード付パンフレットを同封して配布する。さらに、服用している新薬からジェネリック医薬品に切替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算したジェネリック医薬品差額通知書を、年に2回、軽減額が100円以上見込まれる被保険者に送付する。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検を実施することで、医療機関等に対して適正な診療・請求等を促すとともに、国保医療費の適正化を図る。 ・新薬からジェネリック医薬品への切り替えを促進し、被保険者の医療費負担を軽減するとともに、国保医療費の適正化を図る。 	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

ジェネリック医薬品の普及について、国は平成24年度末までに数量シェアを30%以上にするという目標を掲げていたが、平成25年4月に作成された「使用促進のためのロードマップ」において、平成30年3月末までに60%以上にとすることとした。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	7,079,790	7,125,000	7,125,000	7,125,000	7,125,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	2,023,801	2,529,790	2,575,000	2,575,000	2,575,000	2,575,000	
財源内訳	国県支出金	275,000	470,000	515,000	515,000	515,000	515,000	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	
	一般財源（特別会計→事業収入）	1,748,801	2,059,790	2,060,000	2,060,000	2,060,000	2,060,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	4,550,000	4,550,000	4,550,000	4,550,000	4,550,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 医科・調剤レセプト単月点検、歯科レセプト縦覧点検を実施したレセプトの枚数	計画	—	664,816	665,496	665,000	665,000	665,000
		実績	679,103	660,460	—	—	—	—
	② ジェネリック医薬品差額通知書の送付件数	計画	—	8,800	8,400	8,800	8,800	8,800
		実績	8,405	7,838	—	—	—	—
	③	計画	—	—	—	—	—	—
実績		—	—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 医科・歯科・調剤レセプトの再審査申出件数	件数が多いほど点検の効果が上がっていると考えられるため指標として設定した。	件	計画	-	10,000	10,100	10,200	10,300	10,400
				実績	10,505	9,948	-	-	-	-
	② ジェネリック医薬品への切替人数（効果判定期間の最終月の人数）	切替人数が多いほど医療費の削減効果が上がっていると考えられるため指標として設定した。	人	計画	-	389	509	629	749	869
				実績	269	371	-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	医療保険制度の適切な運営を行うためには、保険者として診療報酬明細（レセプト）の点検等は、必要な作業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	ジェネリック医薬品への切替は、保険財政の健全化に進むとともに、被保険者の医療費負担を減らすことにもつながり市民から今後とも期待される事業である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	高齢化や医療技術の高度化により一人当たりの医療費は増加を続け、医療費適正化の重要性が高まってきていることから、引き続き各保険者が主体となって取り組むべき事業である。
活動内容の有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	ジェネリック医薬品へ切り替えた人数も順調に増えていることから、成果は順調に推移している。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	現在の取り組みを継続しつつジェネリック医薬品への切替啓発については、その手法について事業効果の向上を図るための方策を検討する余地はある。
実施方法の効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	レセプト点検については専門的な技術・知識を必要とするため、既に民間事業者へ委託している。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	ジェネリック医薬品への切替啓発については、国民健康保険被保険者証の一斉更新時に同封するなど他の事業との連携を既に行い実施している。レセプト点検については業務の性質上、他事業との統合・連携は難しい。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	レセプト点検については人件費抑制のため、既に民間事業者へ委託している。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者に負担を求めて実施する事業ではない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 国が作成した「使用促進のためのロードマップ」で示された目標値達成に向け、さらなる普及促進を図る必要があるため。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	ジェネリック医薬品の普及促進策として、これまで希望カード付パンフレットを配布していたが、カード類が多く使いづらいため、平成26年度からは、保険証や診察券にジェネリック医薬品の使用希望を伝えるシールを貼るタイプに変更して配布し、さらなる利用促進を図る。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
	削減	維持	増加	
	向上	●		
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H25進捗状況			
	H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No.	4250533	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	介護納付金事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	06	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	28
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	介護保険法に基づき、八代市国保被保険者のうち第2号被保険者の介護保険料を納付する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	介護保険法に基づき、八代市国保被保険者のうち第2号被保険者(40歳～64歳)の介護保険料を、社会保険診療報酬支払基金へ納付する。								
根拠法令、要綱等	介護保険法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		
	その他()						● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
八代市国保被保険者のうち第2号被保険者(40歳～64歳)の介護保険料	社会保険診療報酬支払基金の決定通知額を12期に分割して納付。 負担期限:5月から4月までの各月上旬
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
介護保険制度の安定的運営。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等	
高齢者の増加等に伴い、介護納付金は年々増加傾向にある。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	985,145,352	990,913,000	1,059,350,000	1,086,000,000	1,118,580,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	959,104,469	984,795,352	990,843,000	1,059,000,000	1,086,000,000	1,118,580,000
財源内訳	国県支出金	464,774,729	472,307,198	505,001,000	534,795,000	553,480,000	570,085,000
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	45,303,000	44,703,000	49,468,000	49,773,000	51,512,000	53,057,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)	449,026,740	467,785,154	436,374,000	474,432,000	481,008,000	495,438,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	350,000	70,000	350,000	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.05	0.01	0.05	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①			計画	—				
				実績			—	—	—
	②			計画	—				
				実績			—	—	—
③			計画	—					
			実績			—	—	—	—
(記述欄)※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。					
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。								
改革改善による期待成果									
成果	コスト				外部評価の実施	無		実施年度	
	削減	維持	増加	H25進捗状況					
	向上				改革進捗状況等 H25取組内容				
	維持		●						
低下									
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250539	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	還付加算金事業（一般）			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	09	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	34
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	八代市国民健康保険被保険者の資格の遡及喪失や、所得の更正等により過誤納付となった過年度の国民健康保険税について、還付または滞納分への充当を行う。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	八代市国民健康保険の一般被保険者における、資格の遡及喪失や、所得の更正等により過誤納付となった過年度の国民健康保険税について、還付または滞納分への充当を行う。								
根拠法令、要綱等	地方税法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象（誰・何を）				内容（手段、方法等）					
一般被保険者における過年度の国民健康保険税のうち過誤納付分				過誤納付となった過年度の国民健康保険税の還付または滞納分への充当。					
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）									
国民健康保険税の適正な賦課及び収納									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
法令に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	13,988,994	21,422,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
事業費(直接経費) (単位:円)				8,369,200	11,188,994	21,142,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
財源内訳	国県支支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）			0	0	0	0	0	0
	一般財源（特別会計→事業収入）			8,369,200	11,188,994	21,142,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	2,800,000	280,000	0	0	0
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.40	0.04	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	-					
			実績			-	-	-	-
	②		計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③		計画	-					
		実績			-	-	-	-	
(記述欄)※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。				
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No.	4250540	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	還付加算金事業(退職)			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	09	—	01	—	03
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	35
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	八代市国民健康保険被保険者資格の遡及喪失や、所得の更正等により過誤納付となった過年度の国民健康保険税について、還付または滞納分への充当を行う。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	八代市国民健康保険の退職被保険者における、資格の遡及喪失や、所得の更正等により過誤納付となった過年度の国民健康保険税について、還付または滞納分への充当を行う。								
根拠法令、要綱等	地方税法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象（誰・何を）				内容（手段、方法等）					
退職被保険者における過年度の国民健康保険税のうち過誤納付分				過誤納付となった過年度の国民健康保険税の還付または滞納分への充当。					
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）									
国民健康保険税の適正な賦課及び収納									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
法令に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	700,000	731,000	661,000	661,000	661,000
事業費(直接経費) (単位:円)				594,600	0	661,000	661,000	661,000	661,000
財源内訳	国県支支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）			0	0	0	0	0	0
	一般財源（特別会計→事業収入）			594,600	0	661,000	661,000	661,000	661,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	700,000	70,000	0	0	0
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.10	0.01	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画		-					
		実績							
	②	計画		-					
		実績							
	③	計画		-					
		実績							
(記述欄)※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
成果	コスト				外部評価の実施	無		実施年度	
	削減	維持	増加	H25進捗状況					
	向上				改善進捗状況等	H25取組内容			
	維持		●						
低下									
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250559

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	還付加算金事業		会計区分	06 後期高齢者医療特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	61	—	31 — 07
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	後期高齢者医療保険料の過誤納付金を返還、または充当する際に加算金が生じた場合、還付加算金を支出し、保険料納付の公平性を図るもの。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	後期高齢者医療保険料の過誤納付金を返還、または充当する際に加算金が生じた場合、還付加算金を支出する。					
根拠法令、要綱等	後期高齢者の医療の確保に関する法律、八代市後期高齢者医療に関する条例					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
後期高齢者医療被保険者	後期高齢者医療保険料の過誤納付金を返還、または充当する際に加算金が生じた場合、還付加算金を支出する。 (財源) 還付加算金: 熊本県後期高齢者医療広域連合へ請求 ○ 還付加算金 件数: 1件
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
後期高齢者医療保険料の過誤納付金を返還する際に生じた加算金を支出し、保険料納付の公平性を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

特に状況の変化はなし。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	-	71,100	310,000	270,000	270,000	270,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	6,300	1,100	240,000	200,000	200,000	200,000	
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	6,300	1,100	240,000	200,000	200,000	200,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	-				
			実績			-	-	-
	②		計画	-				
			実績			-	-	-
	③		計画	-				
実績					-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であり、数値化できない。								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であり、数値化できない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	関係法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	関係法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善						
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 関係法令に基づく義務的な事業であり、今後も制度の内容に従い継続していく。		
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 関係法令に基づく義務的な事業であり、今後も制度の内容に従い継続していく。					
改革改善による期待成果						
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度	
		削減	維持	増加		
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容	
	維持		●			
	低下					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250557	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	健康保持増進事業(はり・きゅう助成)			会計区分	06 後期高齢者医療特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	61	—	31	—	05
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	保険医療に該当しない自費でのはり・きゅう・マッサージ費用の一部を助成することで、高齢者の健康を保持し、福祉の増進に寄与する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	本市に住所を有する75歳以上の方、及び本市に住所を有する65歳以上75歳未満の後期高齢者医療の被保険者に対し、申請により「高齢者はり・きゅう等施設利用券」を交付し、指定施術機関における、はり・きゅう等の施術に対し、年15回を上限として1回当たり1千円を助成する。								
根拠法令、要綱等	八代市高齢者はり・きゅう等施設利用事業規則								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を） 本市に住所を有する75歳以上の方、及び本市に住所を有する65歳以上75歳未満の後期高齢者医療の被保険者 成果目標（どのような効果をもたらしたいのか） 高齢者の健康増進に寄与し、将来的な医療費の抑制につなげる。	内容（手段、方法等） 申請により「高齢者はり・きゅう等施設利用券」を交付し、指定施術機関における、はり・きゅう等の施術に対して、年15回を上限とし、1回当たり1千円を助成。また、利用者に対し、年2回利用状況のお知らせを送送。
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
当初は、本市の国民健康保険被保険者を対象に開始した事業であったが、平成20年度の後期高齢者医療制度の開始に伴い、それまでの年20回の助成から国保、後期それぞれ年15回として事業を開始し、現在に至っている。	

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	事業費(直接経費) (単位:円)			-	9,490,292	11,271,000	9,750,000	9,750,000	9,750,000	
	財源内訳	国県支支出金			0	0	0	0	0	0
		地方債			0	0	0	0	0	0
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)			8,408,005	7,740,292	9,521,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
		一般財源 (特別会計→事業収入)			0	0	0	0	0	0
	人件費			24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
	概算人件費(正規職員) (単位:円)			-	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	
正規職員従事者数 (単位:人)			-	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25		
臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	交付件数	件	計画	-	1330	1250	1250	1250	
				実績	1296	1252	-	-	-	
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	
	③			計画	-					
実績						-	-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 一人当たりの利用回数 一人当たりの利用回数が多いほど、利用者に対する効果が上がっていると考えられるため指標として設定した。	回	計画	-	6.5	6.1	6.1	6.2	6.2
			実績	6.4	6.1	-	-	-	-
	②	回	計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③	回	計画	-					
			実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者の健康保持増進に寄与し、医療費の抑制にも貢献すると考えており、事業の妥当性は十分あると思われる。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	高齢者の負担の軽減及び健康保持増進を図ることは、市の責務と考える。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	高齢者の健康保持増進を目的としており、市が当然関与しなければならない。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	成果目標の達成については、今後も利用者数の増加が図られるよう周知方法等の改善を検討していく。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	現在、年15回を上限としているが、利用回数の見直しなど今後の検討課題である。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	後期高齢者医療制度の窓口業務の一環として行っていることから、現状が望ましく、効率的である。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	既に国民健康保険加入者向けのはり・きゆう助成事業と発行業務等の窓口を共有化しており、コスト削減に努めている。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	必要最低限の人数で対応しているが、当課窓口での利用券発行と、各施術所からの補助金の請求に係る支払い業務が主であるため、臨時職員等による対応も検討する余地がある。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	高齢者の負担を軽減する事業であり、適正な水準と判断している。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) この事業は、後期高齢者医療制度施行前の国民健康保険による事業実施期間も考慮すると長期に渡り継続されており、その分定着しているものと考えている。今後も高齢者の健康増進のため、制度の周知を図り事業を実施していく。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後も利用者増加のための周知を図り、事業促進に努め、更なる福祉の向上を目指していく。			
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			
		外部評価の実施	無	実施年度
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250551	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	後期高齢者医療広域連合負担金事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	31	—	29
施策の体系 (八代市総会計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	後期高齢者医療制度の保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合に対し、制度運営に係る財源の確保を図るため、各市負担分の負担金を支出することにより、熊本県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	熊本県後期高齢者医療広域連合に対して、関係法令に基づき、医療給付に係る市負担分、及び、広域連合事務局の運営に係る市負担分を支出する。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
熊本県後期高齢者医療広域連合	必要額の算出については広域連合事務局が行い、各市町村に請求。 (関係法令に基づく義務的経費)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	○広域連合負担金
熊本県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営	・共通経費 広域連合特別会計分:医療費の給付に係る事業経費等 広域連合一般会計分:広域連合事務局職員人件費や事務所使用料等 ・療養給付費 医療費に係る市町村負担分
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
平成20年度に開始された後期高齢者医療制度に係る医療費は、被保険者数の増加 などにより年々増大している。	

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)			—	1,631,472,588	1,697,584,000	1,764,675,000	1,835,251,000	1,895,827,000	
	事業費(直接経費)			1,623,135,318	1,631,192,588	1,697,304,000	1,764,395,000	1,834,971,000	1,895,547,000	
	財源内訳	国県支支出金		0	0	0	0	0	0	
		地方債		0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	
		一般財源 (特別会計→事業収入)		1,623,135,318	1,631,192,588	1,697,304,000	1,764,395,000	1,834,971,000	1,895,547,000	
	人件費			24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
	概算人件費(正規職員)			(単位:円)	—	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000
	正規職員従事者数			(単位:人)	—	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	臨時職員等従事者数			(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	計画		—						
		実績								
	②	計画		—						
		実績								
	③	計画		—						
実績										
(記述欄)※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的経費であるため指標化することができない。										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的経費であるため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	関係法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	関係法令に基づく義務的な事業である。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 関係法令に基づく義務的な事業であり、これまで社会保障制度改革国民会議において、制度の存続も含め議論されていたところであるが、その最終報告書には、現行制度を基本としながら必要な改善を行うことが適当であると結論づけられており、今後も制度そのものは継続していくものと思われる。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 関係法令に基づく義務的な事業である。			
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			
		外部評価の実施	無	
		実施年度		
改善進捗状況等	H25進捗状況			
	H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No.	4250516	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	後期高齢者医療支援金事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	09
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	平成20年度創設された後期高齢者医療制度に対する各保険者の支援(「高齢者の医療の確保に関する法律」による義務付け)。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	後期高齢者医療費全体の約4割を、75歳未満の被保険者(現役世代)の保険税等で支援するため、被保険者数等に応じて算定された社会保険診療報酬支払基金の決定通知に基づき、保険者(八代市)は後期高齢者支援金等を負担する。 なお、後期高齢者支援金等は、「高齢者の医療に関する法律」により社会保険診療報酬支払基金に納付することが義務付けられている。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)					
高齢者の医療が確保され、持続可能な医療制度の構築に寄与する。				社会保険診療報酬支払基金の決定通知額を12期に分割して負担。 負担期限:5月から4月までの各月上旬					
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)				(後期高齢者医療制度が平成20年度創設されたため、当該負担金は、平成20年度から21年度まで概算払、平成22年度から概算払と精算払による負担である。)					
高齢者の医療が確保され、持続可能な医療制度の構築に寄与する。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
後期高齢者医療被保険者の増加等に伴い、後期高齢者支援金等の年々の増加が顕著である。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				—	2,146,001,612	2,122,278,000	2,277,000,000	2,343,000,000	2,413,280,000
事業費(直接経費) (単位:円)				2,090,130,784	2,145,721,612	2,122,208,000	2,277,000,000	2,343,000,000	2,413,280,000
財源内訳	国県支出金			938,510,275	958,225,349	987,988,000	1,024,650,000	1,054,350,000	1,085,980,000
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			350,920,000	252,821,000	256,604,000	273,240,000	281,160,000	289,590,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			800,700,509	934,675,263	877,616,000	979,110,000	1,007,490,000	1,037,710,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				—	280,000	70,000	0	0	0
正規職員従事者数 (単位:人)				—	0.04	0.01	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)				—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画		—					
		実績							
	②	計画		—					
		実績							
	③	計画		—					
実績									
(記述欄)※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。				
改革改善内容					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上		●		
	維持				
	低下				
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等	H25進捗状況				
	H25取組内容				
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250553

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	後期高齢者医療事務事業		会計区分	06 後期高齢者医療特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	01	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	61	—	31 — 01
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	後期高齢者に対し、適切な医療の給付等を行う。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	後期高齢者医療制度の事務のうち、市町村が行うこととなっている被保険者の資格管理に関する申請および届出の受付や、被保険者証の引渡し・返還に係る業務を行うもの。					
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律、八代市後期高齢者医療に関する条例					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	後期高齢者医療制度の被保険者	内容 (手段、方法等)	被保険者の資格管理に関する申請および届出の受付、医療給付の申請受付、被保険者証の引渡し・返還に係る業務を行うもの。 ○一般管理費 ・需用費: 被保険者証送付用窓あき封筒作成費用等 ・役務費: 被保険者証一斉更新用郵便料等
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	後期高齢者に対し、適切な医療の給付等を行う。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

後期高齢者医療制度が施行された平成20年度以降、業務内容そのものに関しては特に変化はないが、被保険者数の増加により、業務に係る事務量も増加傾向にある。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	21,475,674	25,071,000	25,100,000	25,100,000	25,100,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	7,908,162	7,825,674	8,971,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	7,908,162	7,825,674	8,971,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	0	0	0	0
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	13,650,000	16,100,000	16,100,000	16,100,000	16,100,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	1.95	2.30	2.30	2.30	2.30
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				計画	実績	計画	実績	計画	実績
①		人	計画	—					
			実績			—	—	—	—
②			計画	—					
			実績			—	—	—	—
③			計画	—					
			実績			—	—	—	—

〈記述欄〉※数値化できない場合
関係法令に基づいた義務的な経費であるため成果の数値化ができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づいた義務的な経費であるため成果の数値化ができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	関係法令に基づいた業務である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	関係法令に基づいた業務である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令に基づいた業務である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	関係法令に基づいた業務である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	関係法令に基づいた業務である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づいた業務である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づいた業務である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づいた業務である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	関係法令に基づいた業務である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 被保険者の資格管理に関する申請および届出の受付業務や、被保険者証の引渡し・返還に係る業務については、法令により、各市町村が行うこととなっているため、今後も現行業務を継続していく。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後も後期高齢者医療制度の内容に沿って事業を継続していく。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250517

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	後期高齢者関係事務拠出金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	03	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 10
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	後期高齢者支援金等の関係事務に要する費用に係る各保険者の拠出(高齢者の医療の確保に関する法律における義務付け)。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	社会保険診療報酬支払基金が行う後期高齢者支援金等の徴収事務等に対して、保険者(八代市)は応分の関係事務費用を拠出する。					
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
後期高齢者支援金等に係る事務費用。	社会保険診療報酬支払基金の決定通知額を12期に分割して負担。 負担期限:5月から4月までの各月上旬
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
高齢者の医療が確保され、持続可能な医療制度の円滑な運営に寄与する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

後期高齢者支援金等に関する事務費であるため、拠出金の大きな変動は見られない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	246,610	223,000	200,000	200,000	200,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	158,541	176,610	153,000	200,000	200,000	200,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	158,541	176,610	153,000	200,000	200,000	200,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	70,000	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	—				
			実績			—	—	—
②			計画	—				
			実績			—	—	—
③			計画	—				
			実績			—	—	—

(記述欄)※数値化できない場合
法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありますか か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。				
改革改善内容					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
		H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250534

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	高額医療費共同事業医療費拠出金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	07	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 29
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	高額な医療費について、市町村からの拠出金等を財源に都道府県単位で費用負担を調整し、小規模保険者の運営基盤の安定化等を図るため。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、各市町村の過去3カ年の実績から国保連合会へ拠出金を出し合い、実際に発生した医療費に応じて国保連合会より交付金を受ける。なお、国及び県から拠出金の1/4ずつの財政支援がある。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法附則第26条、国民健康保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	八代市国民健康保険財政	内容 (手段、方法等)	レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、各市町村の過去3カ年の実績から国保連合会へ拠出金を出し合い、実際に発生した医療費に応じて国保連合会より交付金を受ける。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	高額な医療費の発生に伴う国保財政への影響を緩和し、財政運営の安定化を図る。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

市町村国保の財政基盤強化策として平成21年度までの事業であったが、平成22年度から4年間継続されることとなった。さらに、平成24年4月国民健康保険法の一部を改正する法律により、事業は平成26年度まで継続、平成27年度からは恒久化されることとなっている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	360,064,922	376,077,000	342,770,000	340,000,000	339,000,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	336,284,433	359,294,922	376,007,000	342,000,000	340,000,000	339,000,000		
財源内訳	国県支支出金	169,142,376	180,600,432	188,002,000	171,000,000	170,000,000	169,500,000		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	167,142,057	178,694,490	188,005,000	171,000,000	170,000,000	169,500,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	770,000	70,000	770,000	0	0		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.11	0.01	0.11	0.00	0.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 高額医療費共同事業拠出金	千円	計画	—	368299	376007	340000	339000	339000
			実績		359294	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法定事務であり、国保財政の安定化に寄与している。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法定事務であり、国保財政の安定化に寄与している。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法定事務であり、国保財政の安定化に寄与している。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法定事務である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法定事務である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	拠出金の支出等に係る事務処理であり、既に最低限の時間と人員で実施しているため、人件費の削減は難しい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	拠出金の支出等に係る事務処理であり、既に最低限の時間と人員で実施しているため、人件費の削減は難しい。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	拠出金の支出等に係る事務処理であり、既に最低限の時間と人員で実施しているため、人件費の削減は難しい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	拠出金の支出等に係る事務処理であり、既に最低限の時間と人員で実施しているため、人件費の削減は難しい。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国で定めた制度に基づき、都道府県内の保険者全体で一定の基準で行う事業であるため。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 平成24年4月国民健康保険法の一部を改正する法律により本事業は平成26年度まで継続し、さらに平成27年度からは恒久化されることとなり、引き続き国保財政の安定化に寄与すると思われる。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250514	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	高額介護合算療養事業(一般)			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	02	—	02	—	03
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	07
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	医療保険、介護保険両制度において自己負担額が高額になった一般被保険者の負担軽減を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	一般被保険者の毎年8月から翌年7月診療分までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより、一般被保険者の負担を軽減する。								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第57条の3								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)					
八代市国民健康保険一般被保険者				国民健康保険一般被保険者世帯に介護保険受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、支払った額(毎年8月～7月の期間)が、法で定められた自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を申請により給付する。対象者に対して申請勧奨の通知を発送し、申請書の提出を受け審査後支給決定し、口座振込等により支給する。					
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)									
被保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
特に変化はない。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	1,534,612	1,604,000	1,917,000	1,917,000	1,917,000
事業費(直接経費) (単位:円)				399,461	484,612	554,000	867,000	867,000	867,000
財源内訳	国県支出金			167,000	204,000	240,000	359,000	359,000	359,000
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			29,000	50,000	57,000	82,000	82,000	82,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			203,461	230,612	257,000	426,000	426,000	426,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	申請受付件数	件	計画	-	30	30	30	30
				実績	28	29	-	-	-
	②	支給決定金額	円	計画	-	867000	867000	867000	867000
				実績	399461	484612	-	-	-
	③			計画	-				
実績						-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	国の制度に則った事業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	国の制度に則った事業である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	国の制度に則った事業である。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国の制度に則った事業である。
実施方法の効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	他の医療保険制度や介護保険との連携など難易度が高い事務処理が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	国の制度に則った事業である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	他の医療保険制度や介護保険との連携など難易度が高い事務処理が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	国の制度に則った事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	国の社会保障制度改革において医療保険における給付制度の見直しを検討されている。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上			
	維持		●	
低下				
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H25進捗状況			
	H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250515	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	高額介護合算療養事業(退職)			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	02	—	02	—	04
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	08
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	医療保険、介護保険両制度において自己負担額が高額になった退職被保険者の負担軽減を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	退職被保険者の毎年8月から翌年7月診療分までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより、退職被保険者の負担を軽減する。								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第57条の3								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象（誰・何を）		内容（手段、方法等）							
八代市国民健康保険退職被保険者		国民健康保険退職被保険者世帯に介護保険受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、支払った額(毎年8月～7月の期間)が、法で定められた自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を申請により給付する。対象者に対して申請勧奨の通知を発送し、申請書の提出を受け審査後支給決定し、口座振込等により支給する。							
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）									
被保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
特に変化はない。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	211,029	197,000	197,000	197,000	197,000
事業費(直接経費) (単位:円)				0	1,029	57,000	57,000	57,000	57,000
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	1,000	56,000	56,000	56,000	56,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			0	29	1,000	1,000	1,000	1,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	210,000	140,000	140,000	140,000	140,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	申請受付件数	件	計画	-	3	3	3	3
				実績	0	1	-	-	-
	②	支給決定金額	円	計画	-	51000	57000	57000	57000
				実績	0	1129	-	-	-
	③			計画	-				
実績									
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点	チェック	判断理由		
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	国の制度に則った事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	国の制度に則った事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	国の制度に則った事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国の制度に則った事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	他の医療保険制度や介護保険との連携など難易度が高い事務処理 が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	国の制度に則った事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	他の医療保険制度や介護保険との連携など難易度が高い事務処理 が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	国の制度に則った事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 国の社会保障制度改革において医療保険における給付制度の見直しが検討されている。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250526

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	高額療養事業（一般）		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款目コード(款-項-目)	02	—	02 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 20
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	自己負担限度額を超えた額を支給することにより、一般被保険者の負担軽減を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	一般被保険者が保険医療機関や保険薬局等を受診した際に支払った自己負担額(月単位)が、法で定められた一定の限度額を超えた場合、その超えた分を給付する。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第57条の2					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
八代市国民健康保険一般被保険者	入院等で医療機関等に支払う一部負担金の金額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を、申請に基づき審査を行った後に、世帯主口座への振込若しくは窓口払で支給する。また、限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、被保険者が医療機関等の窓口で支払う医療費は自己負担限度額までとなり、保険者負担分については、後日、医療機関等から保険者に請求される。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

本来、申請主義の給付であるが、対象者の利便性等を鑑み、保険給付を受ける権利の時効(2年)までの申請を促すため、平成24年4月診療分から文書にて申請勧奨を行っている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	1,347,209,040	1,421,240,000	1,478,470,000	1,498,470,000	1,520,470,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	1,306,045,353	1,337,969,040	1,412,770,000	1,470,000,000	1,490,000,000	1,512,000,000	
財源内訳	国県支出金	549,822,000	562,583,000	611,273,000	617,400,000	626,220,000	635,040,000	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	93,933,000	138,625,000	146,176,000	117,600,000	118,280,000	120,960,000	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	662,290,353	636,761,040	655,321,000	735,000,000	745,500,000	756,000,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	9,240,000	8,470,000	8,470,000	8,470,000	8,470,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	1.32	1.21	1.21	1.21	1.21	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 高額療養費支給件数	件	計画	—	18000	18000	18000	18000
			実績	17773	17895	—	—	—
	② 高額療養費支給金額(現物給付+現金給付)	千円	計画	—	1422107	1412770	1470000	1491000
			実績	1306045	1337969	—	—	—
	③		計画	—	—	—	—	—
実績			—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 国において、所得区分を細分化して自己負担限度額を見直すことにより、負担能力に応じた負担になるような仕組み作りが検討されている。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
改善進捗状況等		H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250527

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	高額療養事業(退職)		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	02	—	02 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 21
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	自己負担限度額を超えた額を支給することにより、退職被保険者の負担軽減を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	退職被保険者が保険医療機関や保険薬局等を受診した際に支払った自己負担額(月単位)が、法で定められた一定の限度額を超えた場合、その超えた分を給付する。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法第57条の2					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
八代市国民健康保険退職被保険者	入院等で医療機関等に支払う一部負担金の金額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を、申請に基づき審査を行った後に、世帯主口座への振込若しくは窓口払で支給する。また、限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、被保険者が医療機関等の窓口で支払う医療費は自己負担限度額までとなり、保険者負担分については、後日、医療機関等から保険者に請求される。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
保険者が法に定められた保険給付をすることにより、被保険者の負担を軽減する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

本来、本人等の申請に基づく給付であるが、対象者の利便性等を鑑み、保険給付を受ける権利の時効(2年)までの申請を促すため、平成24年4月診療分から文書にて申請勧奨を行っている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	93,925,802	88,104,000	72,770,000	57,770,000	42,770,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	88,117,787	93,155,802	87,334,000	72,000,000	57,000,000	42,000,000		
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	79,137,000	93,155,000	85,286,000	70,000,000	55,000,000	40,000,000		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	8,980,787	802	2,048,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 高額療養費支給件数	件	計画	-	850	850	850	850	850
			実績	892	877	-	-	-	-
	② 高額療養費支給金額(現物給付+現金給付)	千円	計画	-	76576	87334	72000	57000	42000
			実績	88118	93156	-	-	-	-
	③		計画	-					
実績									
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 国において、所得区分を細分化して自己負担限度額を見直すことにより、負担能力に応じた負担になるような仕組み作りが検討されている。					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No.	4250537	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	国保保健指導事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	08	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	32
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	日常生活指導の実施により生活習慣病の重症化・合併症の予防が図られ、さらに適正受診の啓発等により医療費の抑制が期待できる。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	保健師を非常勤職員として雇用し、1か月に4力以上の異なる医療機関若しくは同じ診療科を2力以上受診している重複受診者や、1か月に同じ医療機関を15回以上受診している頻回受診者に対する戸別訪問を実施し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導並びに服薬指導等を行なうとともに自主的な健康づくりを支援する。								
根拠法令、要綱等	平成10年8月5日付保険発126号厚生省保険局国民健康保険課長通知								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
八代市国民健康保険被保険者 八代市国民健康保険医療費	保健師を非常勤職員として雇用し、1か月に4力以上の異なる医療機関若しくは同じ診療科を2力以上受診している重複受診者及び1か月に同じ医療機関を15回以上受診している頻回受診者に対する戸別訪問を実施し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導並びに服薬指導等を行なうとともに自主的な健康づくりを支援する。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
日常生活指導により生活習慣病の重症化・合併症の予防が図られ、さらに適正受診の啓発等により医療費の抑制が期待できる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

八代市国保被保険者の一人当たりの医療費については、増加率は鈍化傾向にあるものの増え続けていることから、医療費適正化の取り組みの一つとして引き続き重要な事業と位置づけている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	2,053,209	2,806,000	2,806,000	2,806,000	2,806,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	1,560,029	1,493,209	2,246,000	2,246,000	2,246,000	2,246,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0
	一般財源（特別会計→事業収入）	1,560,029	1,493,209	2,246,000	2,246,000	2,246,000	2,246,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.56	0.74	0.74	0.74	0.74

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	重複頻回受診者訪問対象者数	人	計画	—	220	220	220	220
				実績	218	183	—	—	—
	②			計画	—				
				実績			—	—	—
③			計画	—					
			実績			—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 重複頻回受診者訪問指導後の対象者一人当たりの半年間医療費削減額	対象者の医療費の削減額を見ることにより、事業効果が確認できると考えられるため指標として設定した。	円	計画	-	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
				実績	22,088	7,788	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	適正受診の啓発等により医療費の抑制が期待できるとともに、合わせて行う日常生活指導の実施により生活習慣病の重症化・合併症の予防が図られ、上位政策が目指す健やかな生活へと結びつく。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	生活習慣を正しく動機付けすることにより、生活習慣病の重症化・合併症の予防が行えており当事業の必要性は今後益々高まっていく。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	高齢化や医療技術の高度化による一人当たりの医療費は増加を続け、医療費適正化の重要性が高まってきていることから、引き続き各保険者が主体となって取り組むべき事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	訪問件数をさらに増やすために必要な対策を検討する必要がある。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	非常勤職員1人体制では、訪問件数などにも限界があり、訪問者体制づくりも含めて検討の余地がある。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	受診歴等の重要な個人情報をもとに実施する事業であり、専門性も高いことから、民間委託等は難しいと考える。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	重複受診者または頻回受診者を直接の対象として戸別訪問を実施している事業であり、事業の精度を考えれば関連事業との統合等は難しいと考える。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人件費抑制のため、すでに非常勤職員を雇用して事業を実施している。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者に負担を求めて実施する事業ではない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) さらなる医療費削減につながるよう、訪問者選別方法を見直したり指導内容を工夫するなどを行い、事業効果を高めるための対策が必要である。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 現在年2回行っている抽出を直近の状況に応じた抽出方法に変えたり、訪問指導時に使用するパンフレットに医療費の動向等の内容も加えるなど、より工夫を凝らした取組を行うことにより対象者の変容行動につなげ、さらなる医療費抑制を図る。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上		●		改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持					H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等)				
					費用対効果を考えて上で、訪問対象者を増やしたほうがいいのであれば、訪問職員の増員も検討してほしい。				

別記様式（第5条関係）

No.	4250520	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	国民健康保険運営協議会事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	01	—	02	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	14
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	国民健康保険法に基づき設置した国民健康保険運営協議会における国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	国保法に基づき八代市の諮問機関として国保運営協議会を設置し、八代市国民健康保険条例に定める委員により、被保険者のための制度として円滑で適正な運営が図られるよう、八代市国保事業の運営に関する重要事項を審議する。								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
八代市国民健康保険被保険者	○委員構成(任期2年) 被保険者代表 4名 保険医又は保険薬剤師代表 4名 公益代表 4名 被用者保険等被保険者代表 2名 ○運営協議会の開催実績 ・第1回(平成25年10月31日):平成24年度事業実績及び決算の報告について。その他。 ・研修会(平成25年11月22日):委員・主管課長等合同研修会(熊本市) ・第2回(平成26年2月18日):平成26年度事業運営計画及び予算案について。その他。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
国保被保険者、療養担当者、一般市民それぞれの利害を調整して、本市国保事業の円滑で適正な運営を図る。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
法令に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	245,390	3,139,000	350,000	350,000	350,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	147,500	175,390	339,000	350,000	350,000	350,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	147,500	175,390	339,000	350,000	350,000	350,000
	一般財源（特別会計→事業収入）	0	0	0	0	0	0
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	2,800,000	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.40	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画		—					
		実績							
	②	計画		—					
		実績							
③	計画		—						
	実績								
<記述欄>※数値化できない場合 国保法による必置規定及び本市条例による委員定数規定等に基づき事業実施し、審議の内容については定量化できないため、数値化できない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 国保法による必置規定及び本市条例による委員定数規定等に基づき事業実施し、審議の内容については定量化できないため、数値化できない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。				
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No.	4250512	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	国民健康保険事務事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	01	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	05
施策の体系 (八代市総計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	被保険者証の発行、国保税の賦課、診療報酬明細書点検等、本市国民健康保険事業に係る一般事務の円滑な執行。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	被保険者証発行や国保税納税通知書の印刷製本及び郵送事務、診療報酬明細書点検等に係る委託事業など、国保事業の執行に要する事務。								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、地方税法、八代市国民健康保険条例、八代市国民健康保険税条例								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない				
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
八代市国民健康保険被保険者	○被保険者証の発行・郵送 ○国保税の賦課通知書の発行・郵送 ○診療報酬明細書点検等に係る委託事業
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
八代市国民健康保険事業の事務円滑化により、八代市国保被保険者の資格適正化等を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成20年度後期高齢者医療制度創設に伴う制度改正等による、大規模なシステム変更などの対応のため、平成19年度一般事務経費は前年度決算比で約11%の大幅増となったが、平成20年度は、被保険者数の前年度比約28%減等により、前年度決算比で約25%減となった。また、平成22年度、経済不況等によるリストラ退職者対策(非自発的失業者対策)が講じられるなど、社会情勢に応じて、年々国保制度が複雑化している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	124,842,721	104,031,000	73,231,000	73,231,000	73,231,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	47,004,237	43,222,721	50,131,000	50,131,000	50,131,000	50,131,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	40,392,953	39,055,000	43,390,000	43,390,000	43,390,000	43,390,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)	6,611,284	4,167,721	6,741,000	6,741,000	6,741,000	6,741,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	81,620,000	53,900,000	23,100,000	23,100,000	23,100,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	11.66	7.70	3.30	3.30	3.30
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	①八代市国民健康保険加入世帯数(年度平均)	世帯	計画	—	22205	22009	21801	21801
				実績	22651	22448	—	—	—
	②	②八代市国民健康保険被保険者数(年度平均)	人	計画	—	40722	40202	39688	39313
				実績	41882	41095	—	—	—
	③	③保険給付費等の額	千円	計画	—	15418030	15471530	15513930	15605084084
実績				14891244	15243998	—	—	—	
(記述欄)※数値化できない場合 保険給付費等の額(療養給付、療養、高額介護合算療養、移送、出産育児一時金、支払手数料、葬祭、審査支払手数料、後期高齢者医療支援金、後期高齢者関係事務拠出金、前期高齢者納付金、前期高齢者関係事務拠出金、(老人保健拠出金、)老人保健事務費拠出金、介護納付金の各事業(一般・退職分)の合計)									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① ① 国保一世帯当たりの事務事業経費	＝一般事務事業費(直接経費)／世帯数(年度平均)	円	計画	-		2230	2250	2272	2272
			実績	2075	2206	-	-	-	-
② ② 国保被保険者一人当たりの事務事業経費	＝一般事務事業費(直接経費)／被保険者数(年度平均)	円	計画	-		1216	1232	1248	1248
			実績	1122	1205	-	-	-	-
③ ③ 事務事業経費率	＝一般事務事業費(直接経費)／保険給付費等の額 保険給付費等に対する一般事務事業経費の割合	%	計画	-		0.32	0.32	0.32	0.32
			実績	0.32	0.32	-	-	-	-
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿									
<記述欄>※数値化できない場合									

成果指標
 もたらそうとする効果・成果の数値化

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	八代市国民健康保険の保険者としての義務的な事業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	八代市国民健康保険の保険者としての義務的な事業である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	八代市国民健康保険の保険者としての義務的な事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	職員削減等により、窓口業務対応が厳しさを増しており、更なる職員削減の折は、窓口業務、事務処理等の業務体制の更なる見直しを図るところである。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	職員削減等により、窓口業務対応が厳しさを増しており、更なる職員削減の折は、窓口業務、事務処理等の業務体制の更なる見直しを図るところである。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	窓口業務におけるサービス向上と、事務処理等における効率化を常に意識しながら、更なる見直しを図っている。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	窓口業務におけるサービス向上と、事務処理等における効率化を常に意識しながら、更なる見直しを図っている。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	窓口業務におけるサービス向上と、事務処理等における効率化を常に意識しながら、更なる見直しを図っている。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	窓口業務におけるサービス向上と、事務処理等における効率化を常に意識しながら、更なる見直しを図っている。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 窓口業務におけるサービス向上と、事務処理等における効率化を常に意識しながら、更なる見直しを図っている。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 被保険者の資格得喪事務や被保険者証の発行事務のより一層の正確で迅速かつ効率化を図るとともに、八代市国保財政の恒常的な健全性を維持するため、適正な賦課総額を確保し、被保険者相互間の負担の公平に留意する。					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No. 4250513

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	国民健康保険連合会運営事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	01	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 06
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	国民健康保険法に基づく市町村等国民健康保険保険者の連合体である熊本県国民健康保険団体連合会に対し、会員である保険者の円滑な事業運営に資するための共同運営事業に対する経費負担。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	熊本県国民健康保険団体連合会が行う保険者の共同事業のうち、保険者の事務の共同処理、その他連合会の運営に係る経費に対する、八代市負担分の支出。					
根拠法令、要綱等	熊本県国民健康保険団体連合会規約					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	熊本県国民健康保険団体連合会の運営に係る経費。	内容 (手段、方法等)	負担金算定(=①+②) ①平等割、②被保険者割 支出方法 3期分納(6、10、1月)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	各保険者の事務の共同化による運営の効率化。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

規約に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	6,445,100	6,387,000	6,465,000	6,465,000	6,465,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	6,526,500	6,375,100	6,317,000	6,395,000	6,395,000	6,395,000	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	6,526,500	6,330,000	6,317,000	6,395,000	6,395,000	6,395,000	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	45,100	0	0	0	0	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	—				
			実績			—	—	—
	②		計画	—				
			実績			—	—	—
	③		計画	—				
実績					—	—	—	—
(記述欄)※数値化できない場合 規約に基づく義務的な経費のため指標化することができない。								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 規約に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	規約に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	規約に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	規約に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	規約に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 規約に基づく義務的な事業である。なお、国保法第84条において、県内の2/3以上の保険者が連合会に加入したときは、県内の保険者は強制加入とされる。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 国民健康保険団体連合会は、国保法第83条に定める公法人であり、その設立には都道府県知事の許認可を要し、その運営にあたっては国県の指導監督下にあるため、改革改善すべき点は法的になされることとなる。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250544

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	財政調整基金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	09	—	02 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 39
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために			
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営			
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保			
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営			
事務事業の目的	八代市国民健康保険財政調整基金を設置し、国民健康保険財政の健全な運営に資する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	八代市国民健康保険財政調整基金として積み立てる額、及び基金の運用によって生じた利子を積み立てる。					
根拠法令、要綱等	八代市国民健康保険財政調整基金条例					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
基金として積み立てる額、及び基金の運用から生ずる収益。	八代市国民健康保険財政調整基金として積み立てる額、及び基金の運用により生じた利子を基金に編入する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
八代市国民健康保険財政の基盤を安定・強化する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

合併時、旧市町村の持ち寄りにより八代市国民健康保険財政調整基金を創設(8.7億円)。平成21年5月31日6億円を積立増額(14.8億円)。平成26年5月31日4.4億円を取り崩し。H25年度期末現在高1,049,752,199円。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	4,563,311	3,570,000	1,870,000	1,680,000	1,510,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	2,307,066	3,863,311	3,500,000	1,870,000	1,680,000	1,510,000		
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	2,307,066	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	3,863,311	3,500,000	1,870,000	1,680,000	1,510,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	700,000	70,000	0	0	0		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.10	0.01	0.00	0.00	0.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 基金残高	千円	計画	—	1398752	829752	746777	672099	604889
			実績	1485888	10497529	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 基金保有割合 (想定) =基金残高／保険給付費等 (一般分;H22年度～H24年度 の3年平均年額) ※分母は現在値で固定した 場合	%	計画	-	9.9	5.9	5.3	4.8	4.3
			実績	10.6	7.5	-	-	-	-
	②	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
	③	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	条例に基づく義務的な事業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	条例に基づく義務的な事業である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	条例に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	条例に基づく義務的な事業である。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	条例に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	条例に基づく義務的な事業である。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	条例に基づく義務的な事業である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	条例に基づく義務的な事業である。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	条例に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 条例に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 条例に定められた義務的な事業である。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250542

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	支払手数料事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	02	—	04 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 37
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	出産育児一時金直接払における、熊本県国民健康保険団体連合会への事務取扱手数料の支払。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	出産育児一時金直接払における医療機関等の請求及び支給に係る、熊本県国民健康保険団体連合会の事務取扱に対する手数料の支払い。(なお、直接支払制度とは、出産育児一時金の請求と受取を、被保険者等に代わって医療機関等が行う制度で、出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、医療機関等の窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなる。)					
根拠法令、要綱等	熊本県国民健康保険団体連合会規約					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
国民健康保険の出産育児一時金直接払に係る手数料	熊本県国民健康保険団体連合会が規定する出産育児一時金直接払の事務手数料について、本市の該当件数に応じて支払い。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
国民健康保険被保険者が安心して出産できる環境整備。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

規約に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	246,330	179,000	179,000	179,000	179,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	36,540	36,330	39,000	39,000	39,000	39,000		
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	36,540	36,330	39,000	39,000	39,000	39,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	210,000	140,000	140,000	140,000	140,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 出産育児一時金支給対象件数(出生数)	件	計画	—	183	213	213	213	213
			実績	178	180	—	—	—	—
	② 対象件数(直接支払制度利用件数)	件	計画	—	183	213	213	213	213
			実績	174	173	—	—	—	—
	③		計画	—	—	—	—	—	
実績			—	—	—	—	—		
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 直接支払制度利用率 ＝直接支払制度利用件数／ 出産育児一時金支給対象件数	%	計画	-	100	100	100	100	100
			実績	97.75	96.11	-	-	-	-
	②	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
	③	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	規約に基づく義務的な事業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	規約に基づく義務的な事業である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	規約に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	規約に基づく義務的な事業である。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	規約に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	規約に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 規約に基づく義務的な事業である。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	規約に定められた義務的な事業であるため、規約の改正等に基づく。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上			
	維持		●	
低下				
		外部評価の実施	無	実施年度
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250538	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	疾病予防事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	08	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	33
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	疾病の早期発見、症状の緩和、医療費に係る啓発活動等に関する各種事業を実施し、医療費適正化を図ることにより、国保事業の健全な運営に資する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	<ul style="list-style-type: none"> 健康優良家庭として1年間無受診(国保の無給付)であった世帯を表彰する。 脳ドック費用として、年1回、15,000円を助成する。 はり・きゅう等の施術に対し、年15回を上限として一回当たり1,000円を助成する。 被保険者に対し、受診日数や医療費の額等を年4回通知する。 業務の迅速化・効率化等を目的に国保連合会に電算処理業務を委託する。 国保の事業や諸手続、給付内容等を掲載した「国保だより」を年4回発行する。等 								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、八代市国民健康保険条例、八代市国民健康保険はり・きゅう等施設利用規則 等								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)	八代市国民健康保険被保険者 八代市国民健康保険医療費								
内容 (手段、方法等)	<ul style="list-style-type: none"> 健康優良家庭(世帯)に、表彰状並びに記念品を贈呈する。 脳ドック費用として、ひとり年1回、一律15,000円を助成する。(応募により決定し受診した被保険者は、実施医療機関が設定した脳ドック検査費用から15,000円を差し引いた額を自己負担分として支払う。) はり・きゅう等の施術に対し年15回を上限として一回当たり1,000円を助成する。 被保険者に対し、受診日数や医療費の額等を年4回通知する。 国保連合会に対し、レセプトデータの入力、資格確認、給付記録、疾病分類等の電算処理を委託する。 年4回「国保だより」を作成し、広報公聴課が月例で発行する「広報やつしろ」に折込み全世帯に配布する。 								
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> 健康志向の高揚 脳ドック費用の一部助成により受診を促し疾病の早期発見・治療を図る。 はり・きゅう等施術による症状の緩和・治癒を図る。 医療費を通知し適正受診の推進及び医療機関等による診療報酬等の不正請求防止を図る。 電算処理業務を委託し事務の迅速化・効率化等を図る。 国保だよりを発行し制度や事業内容の啓発を図る。 								
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度までは脳ドックに加え日帰り人間ドックも実施していたが、平成20年度から特定健診の実施が義務化され、重点的な取り組みが必要となったため、脳ドックのみを継続して実施している。 はり・きゅう等施術助成については、平成20年度の後期高齢者医療制度の開始に伴い、それまでの年20回の助成から国保、後期それぞれ年15回として事業を継続している。 									
コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	52,651,944	52,720,000	52,720,000	52,720,000	52,720,000		
	事業費(直接経費)	(単位:円)	44,826,621	45,581,944	46,000,000	46,000,000	46,000,000	46,000,000	
	財源内訳	国県支出金	4,926,000	8,472,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	
		地方債	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
		一般財源 (特別会計→事業収入)	39,900,621	37,109,944	37,500,000	37,500,000	37,500,000	37,500,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	7,070,000	6,720,000	6,720,000	6,720,000	6,720,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	1.01	0.96	0.96	0.96	0.96		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	脳ドックの申込者数	計画	—	878	880	880	880	880
			実績	744	850	—	—	—	—
	②	はり・きゅう等施術助成の利用者数	計画	—	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
			実績	1,347	1,281	—	—	—	—
	③		計画	—	—	—	—	—	—
実績			—	—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 脳ドックの受診者数	疾病の早期発見により、重症化前に受診でき、医療費抑制に繋がったと考えられるため指標として設定した。	人	計画	-	760	760	760	760	760
				実績	621	632	-	-	-	-
	② はり・きゆう等施設助成利用者一人当たりの利用回数	一人当たりの利用回数が多いほど、利用者に対する効果が上がっていると考えられるため指標として設定した。	回	計画	-	7	7.2	7.3	7.4	7.5
				実績	6.9	7.2	-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	「健やかに暮らせるまち」であるためには、充実した医療体制が整っていることは大切な要素であるが、その基盤としての医療保険制度が健全に運営されていることも合わせて重要なことである。その目的を具体的に実現するために不可欠な事業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	医療費通知は、自己の通院状況の確認に使用されているなど「医療チェック機能」も有しており、市民の中に根付いた事業となっている。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	高齢化や医療技術の高度化により一人当たりの医療費は増加を続け、医療費適正化の重要性が高まってきていることから、引き続き各保険者が主体となって取り組むべき事業である。
活動内容の有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	脳ドックについては、平成24年度から募集要件を緩和したことにより、受診者数が前年度比で4割近く増加しており順調に推移している。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	直接的な医療が必要となる前に、疾病の早期発見、症状の緩和、医療費に関する啓発等が事業内容であるため、「はり・きゆう未利用者の啓発」「健康優良家庭の記念品の内容」等更に効果的な内容を検討する余地がある。
実施方法の効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	医療費通知の作成やレセプトデータの電算処理等については、既に国保連合会に委託をしており、また本事業の業務の性質上、他事業との統合・連携は難しい。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	国民健康保険特別会計による運営されている事業であり、また、国民健康保険における事業としては唯一のものであり、統合・連携は不可能である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	個人の医療情報を基盤とした事業構成であり、医療情報の秘匿性において、さらに国民健康保険全体を総括的に理解・運用できる能力をもって取り組める事業であり、人件費的見地からの見直しは難しい。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	「はり・きゆうの回数」「脳ドックの助成金額など社会変化の実情に応じての見直しは、検討の余地がある。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国民健康保険被保険者の健康の保持増進及び医療費に対する意識を高めることを目的とした事業であり、既に被保険者に定着した事業内容となっているため。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容									
引き続き必要な予算を確保し、事業内容の周知を今以上に取り組むことにより、事業の効果を高め、国民健康保険被保険者の健康増進さらに医療費適正化へつなげる。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等)				
					脳ドックについて、希望される方ができるだけ多く受診できるような受診体制作りをしてほしい。				

別記様式（第5条関係）

No. 4250530

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	出産育児一時金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	02	—	04 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 24
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	国民健康保険法等に基づく保険給付の一つとして、八代市国民健康保険被保険者が出産した場合、八代市国民健康保険条例に規定する出産育児一時金を支給する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	本市国保被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として一子当たり39万円支給する。ただし、出産者が産科医療保障制度に加入した場合は、この39万円に3万円を上限として加算して支給する。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、八代市国民健康保険条例					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
国民健康保険被保険者の出産	被保険者等の申請に基づき支給事務を実施する。なお、平成21年10月1日から、直接支払制度(出産育児一時金の請求と受取を、被保険者等に代わって医療機関等が行う制度で、出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、医療機関等の窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなる。)による申請及び支給においては、熊本県国民健康保険団体連合会を介して実施。また、対象となる出産育児一時金額を限度として、直接支払制度利用後に支給すべき差額があるときは、被保険者等に申請を勧奨し、差額分の支給事務を実施。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
国民健康保険被保険者の出産等に要する経済的負担の軽減	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成18年10月1日から支給基準額を30万円から35万円に改定。平成21年1月1日から産科医療保障制度の創設に合わせ、当該制度加入時の支給基準額を3万円加算する改定。平成21年10月1日から直接支払制度開始。平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、支給基準額を39万円に改定(産科医療保障制度加入は3万円加算)。平成23年4月1日から前改定を恒久化(支給基準額39万円)し、国の出産育児一時金補助金制度が終了(ただし、2年間の経過措置あり)。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	75,959,320	77,910,000	77,910,000	77,910,000	77,910,000		
	事業費(直接経費)	(単位:円)	74,839,124	74,769,320	76,860,000	76,860,000	76,860,000	76,860,000	
	財源内訳	国県支支出金	180,000	0	0	0	0	0	
		地方債	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)	49,900,000	50,140,000	51,240,000	51,240,000	51,240,000	51,240,000	
		一般財源 (特別会計→事業収入)	24,759,124	24,629,320	25,620,000	25,620,000	25,620,000	25,620,000	
	人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	1,190,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 出産育児一時金支給対象件数(出生数)	件	計画	—	183	213	213	213	213
			実績	178	180	—	—	—	—
	② 直接支払制度利用件数	件	計画	—	183	213	213	213	213
			実績	174	173	—	—	—	—
③		計画	—	—	—	—	—		
		実績	—	—	—	—	—		
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①	直接支払制度利用率 ＝直接支払制度利用件数／ 出産育児一時金支給対象件数	%	計画	-	100	100	100	100	100
				実績	97.75	96.11	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありますか (引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。				
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No.	4250511	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係				
				課長名	中村 伸也				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	償還金事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	09	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	04
施策の体系 (八代市総会計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	国や県等の補助金・交付金等の概算交付について、翌年度に精算した確定額に基づき、超過交付分を返還する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	療養給付費等負担金や退職者医療交付金などの国県支出金等については、翌年度に実績が確定するため、超過交付となった国県支出金等を返還するもの。								
根拠法令、要綱等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)								
国県支出金等	償還金 平成24年度分償還金 (国)国民健康保険療養給付費等負担金 195,364,702円 (国)国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金 3,658,000円 (県)国民健康保険特定健康診査・保健指導県負担金 3,658,000円 (国)高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 873,832円 (国)国民健康保険療養給付費負担金(H20、22、23年度) 141,420円								
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)									
補助金等に係る予算執行の適正化。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
法令に定められた義務的な事業であるため、国県支出金等の超過交付の状況による。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	203,975,954	281,000	1,000	1,000	1,000
事業費(直接経費) (単位:円)				304,941,531	203,695,954	1,000	1,000	1,000	1,000
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)			304,941,531	203,695,954	1,000	1,000	1,000	1,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	280,000	280,000	0	0	0
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	-					
			実績						
	②		計画	-					
			実績						
	③		計画	-					
		実績							
(記述欄)※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250525

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	審査支払手数料事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	02	—	01 — 05
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 19
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	国保被保険者が受けた医療に関する診療報酬明細書の請求内容の審査事務に係る手数料の支払。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	診療報酬明細書の請求内容の審査に対する手数料を、委託先の国保連合会へ支払う。					
根拠法令、要綱等	熊本県国民健康保険団体連合会規約					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
医療機関等からの診療報酬明細書の請求内容の審査に関する事務	熊本県国民健康保険団体連合会が規定する単価等により、本市の対象件数に応じて支払い。 一件当たりの単価 国保分 県内取扱分 52円50銭 県外取扱分 111円60銭 等
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
過誤及び不正な診療報酬請求等を防止し、療養の給付の適正化を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

規約に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	36,086,843	36,133,000	36,140,000	36,240,000	36,340,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	36,144,956	35,946,843	35,993,000	36,000,000	36,100,000	36,200,000	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	36,144,956	35,946,843	35,993,000	36,000,000	36,100,000	36,200,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	—				
			実績			—	—	—
	②		計画	—				
			実績			—	—	—
	③		計画	—				
実績					—	—	—	—
(記述欄)※数値化できない場合 規約に基づく義務的な経費のため指標化することができない。								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 規約に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	規約に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	規約に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	規約に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	規約に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	規約に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 規約に基づく義務的な事業である。					
	改革改善内容								
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 規約に定められた義務的な事業であるため、規約の改正等に基づく。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250519

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	前期高齢者関係事務拠出金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 12
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	前期高齢者納付金の関係事務に要する費用の保険者負担(高齢者の医療の確保に関する法律における義務付け)。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	保険者が社会保険診療報酬支払基金へ前期高齢者納付金の関係事務費用を拠出するもの。					
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
前期高齢者納付金に係る事務費用	社会保険診療報酬支払基金の決定通知額を12期に分割して負担。 負担期限:5月から4月までの各月上旬
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
高齢者の医療が確保され、持続可能な医療制度の円滑な運営に寄与する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

法令に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	246,610	153,000	200,000	200,000	200,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	154,256	176,610	153,000	200,000	200,000	200,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	154,256	176,610	153,000	200,000	200,000	200,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	0	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	—				
			実績			—	—	—
②			計画	—				
			実績			—	—	—
③			計画	—				
			実績			—	—	—

(記述欄)※数値化できない場合
法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250518

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	前期高齢者納付金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 11
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	国保や被用者保険等の各保険者間において、65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による医療費負担の不均衡があるため、これを調整する制度における保険者負担(「高齢者の医療の確保に関する法律」における義務付け)。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	保険者が社会保険診療報酬支払基金を通じて前期高齢者納付金を負担するもの。					
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
前期高齢者納付金	社会保険診療報酬支払基金の決定通知額を12期に分割して負担。 負担期限:5月から4月までの各月上旬
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
高齢者の医療が確保され、持続可能な医療制度の構築に寄与する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

法令に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	2,256,788	1,438,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	2,012,759	1,976,788	1,368,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	2,012,759	1,976,788	1,368,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	280,000	70,000	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.04	0.01	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	—				
			実績			—	—	—
②			計画	—				
			実績			—	—	—
③			計画	—				
			実績			—	—	—

〈記述欄〉※数値化できない場合
法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。				
改革改善内容					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
		H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250531

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	葬祭事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	02	—	05 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 25
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	国民健康保険法に基づき、八代市国民健康保険被保険者が死亡した場合、八代市国民健康保険条例に規定する葬祭費を支給する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	本市国保被保険者が死亡したときは、当該死亡者の葬祭を行う者に対して、葬祭費として3万円を支給する。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、八代市国民健康保険条例					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
国民健康保険被保険者の死亡	死亡した被保険者の葬祭を行う者の申請に基づき支給事務を実施する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
国民健康保険被保険者の死亡に係る葬祭を行う者に対する保険給付	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

法令に定められた義務的な事業であるため、特段の状況変化はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	7,480,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	6,720,000	6,780,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000		
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	6,720,000	6,780,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 支給対象件数	件	計画	—	220	220	220	220	220
			実績	224	226	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありますか か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250545

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	他会計繰出金		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	09	—	03 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 40
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	国保直営診療施設の運営に係る特別に要した費用に関する国県補助金等を、国保特別会計から病院事業会計へ繰り出す。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	国保直営診療施設である八代市立病院の運営に係る特別に要した費用のうち国県の財源手当分について、国保特別会計から病院事業会計へ繰り出す。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成24年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
国保特別会計から病院事業会計への繰出金。	特別調整交付金の財源手当分を繰り出す。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
八代市国民健康保険被保険者の健康の保持増進。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成24年度からの事業である。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	1,198,000	1,070,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	560,000	848,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000		
財源内訳	国県支出金	560,000	848,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	0	0	0	0		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	350,000	70,000	0	0	0		
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.05	0.01	0.00	0.00	0.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 看護師・保健師の確保対策経費(紹介料単価:42万円/人) <活動量は交付金ベース(事業費の2/3以内)>	円	計画	-	720000	720000	720000	720000	720000
			実績	-	546000	-	-	-	-
	② 医師の確保対策ほか経費(転職サイト掲載料:42万円) <活動量は交付金ベース(事業費の2/3以内)>		計画	-	280000	280000	280000	280000	280000
			実績	-	302000	-	-	-	-
	③		計画	-	-	-	-	-	
実績			-	-	-	-	-		
<記述欄>*数値化できない場合 ①の平成26年度見込以降の数値は、財源手当の上限100万円以内を考慮。									

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 看護師・保健師の新規確保数	現在員の退職等による人員減を想定し、26年度計画以降の新規確保数を同数としている。	人	計画	-	3	3	3	3	3
				実績		2	-	-	-	-
	② 医師の新規確保数	現在員の退職等による人員減を想定し、26年度計画以降の新規確保数を同数としている。	人	計画	-	1	1	1	1	1
				実績		1	-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	被保険者の療養のために必要な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	被保険者の療養のために必要な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	被保険者の療養のために必要な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	国県の制度の有効活用。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国県の制度の有効活用。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事業実施主体への資金手当のみ。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事業実施主体への資金手当のみ。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事業実施主体への資金手当のみ。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	事業実施主体への資金手当のみ。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 国保直営診療施設である八代市立病院の運営に係る特別に要した費用に対する財源手当として有効である。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 八代市国保被保険者の健康の保持増進に資する事業について、国県補助金の活用を引き続き図っていく。			
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
		外部評価の実施	無	
		実施年度		
改善進捗状況等		H25進捗状況		
H25取組内容				
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250554	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	徴収事業			会計区分	06 後期高齢者医療特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	01	—	02	—	01
				事業コード(大-中-小)	61	—	31	—	02
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	本市後期高齢者医療被保険者から保険料を徴収し、熊本県後期高齢者医療広域連合へ支出することにより、熊本県の後期高齢者医療制度の財政運営の安定化に寄与する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の収納・還付に関する業務は市町村が行うこととなっている。保険料の納付方法については、年金から直接差し引く特別徴収と、納付書・口座振替といった普通徴収の二通りがあり、それぞれ、特別徴収に係る差し引き依頼データのチェックや保険料決定通知書の発送業務、あるいは、普通徴収に係る納付書の作成・発送や口座振替依頼、滞納処理等の業務を行っている。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律、八代市後期高齢者医療に関する条例								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託				
	その他()				法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
後期高齢者医療制度の被保険者	本市後期高齢者医療被保険者から保険料収納に係る納付書の作成や発送、滞納処理事務、および過誤納付金の還付処理等の業務を行うもの。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	○徴収費 ・需用費: 納付書印刷費用等 ・役務費: 仮・本徴収納付書および保険料決定通知書発送費用等 ・委託料: システム運用支援費等 他
後期高齢者医療の被保険者から保険料を徴収することで、後期高齢者医療制度の財政運営の健全化や安定的な運用を図る。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
後期高齢者医療制度が施行された平成20年度以降、業務内容そのものに関しては特に変化はないが、高齢者の医療費の増高に伴い、保険料額も増える傾向(2年毎に見直し)にあり、また、被保険者数の増加等により業務に係る事務量が増加傾向にある。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	-	25,362,743	29,303,000	28,050,000	28,050,000	28,050,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	8,962,437	11,362,743	10,753,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	8,962,437	11,362,743	10,753,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	0	0	0	0
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	14,000,000	18,550,000	18,550,000	18,550,000	18,550,000
正規職員従事者数	(単位:人)	-	2.00	2.65	2.65	2.65	2.65
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	督促状の送付件数	件	計画	-				
				実績					
	②	電話・文書の催告件数	件	計画	-				
実績									
③	被保険者数(年度末)	人	計画	-					
			実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 保険料収納率（現年度分） 保険料負担の公平性を確保しつつ、財政運営の安定化に資する必要性が重要であるため指標として設定した。	%	計画	-					
			実績			-	-	-	-
	② 保険料収納率（過年度分） 保険料負担の公平性を確保しつつ、財政運営の安定化に資する必要性が重要であるため指標として設定した。	%	計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③		計画	-					
			実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	医療保険制度の適切な運営を図ることは、「健やかに暮らせるまちづくり」を目指す市の基本方針に結びつく。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	社会保険制度である後期高齢者医療制度を健全に運営するため、保険料の徴収は不可欠である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令により、保険料の収納業務については市町村が行わなければならない。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	電話催告など早期滞納整理に努めることで、微増ではあるが、収納率は年々増加している。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	納期内納付される方の公平性を保つため、適正かつ確な滞納処分を実施し、滞納者の実情に即した滞納整理を執行する必要がある。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令・条例による権限に基づき実施しており、個人情報への配慮から民間への委託は難しいと考える。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	税を含めた債権の一元化を検討する必要があり、一部の高額滞納や悪質な事案については、納税課との連携のもとに滞納処分の強化を図っていく必要がある。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	既に電話催告等の一部業務を臨時職員により対応しており、今後も被保険者数・事務量ともに増加することが予測されるため、これ以上の人件費削減は困難と思われる。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者負担（保険料）については、各広域連合により、二年に一度見直しが行われるようになっているため当市における見直しの余地はない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 今後も後期高齢者医療制度の関係法令に基づき、保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合との事務分担に従い、事業を継続していく。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	保険料の収納業務について、本市の場合、後期高齢者医療保険料の納付方法の約7割が年金からの特別徴収であるため、収納率も現年度については、99%を上回っている状況である。しかしながら、それ以外の窓口払いや口座振替対象者も含め、保険料の納付や保険料滞納の長期化等により生活を圧迫することがないよう、できるだけ軽微で早い段階のうちに徴収できるようにきめ細かい対応を図っていく。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上		●	
	維持			
	低下			
		外部評価の実施	無	実施年度
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250552	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	特別会計繰出金事業(後期高齢)			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	06	—	12	—	17
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために						
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営						
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保						
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営						
事務事業の目的	本市が行う後期高齢者医療業務に係る費用の財源の確保を図るため、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもの。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	後期高齢者医療特別会計に対して、本市後期高齢者医療業務に係る事務的経費、および低所得者等に係る後期高齢者医療保険料の軽減に係る費用を一般会計から繰り出すもの。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定					

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療における本市の業務に係る以下の経費を一般会計から後期高齢者医療特別会計へ支出し財源の確保を図るもの。 ○後期高齢者医療特別会計繰出金 ・事務費繰出金:①職員給与経費 ②一般事務経費 ③徴収費 ④健康保持増進事業費(高齢者はり・きゆう等施設利用事業分) ・保険基盤安定繰出金:保険料軽減分を公費で補填するもの。 県費(3/4)、市費(1/4)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
後期高齢者医療制度の安定且つ円滑な運営を図り、低所得者等に対する保険料の軽減を図ることで、制度に加入する市民(被保険者)の適切な医療の確保を図る。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
後期高齢者医療制度が施行された平成20年度以降、後期高齢者医療被保険者数の増加等により事務的経費や保険料の軽減に係る費用の増加に伴い、一般会計からの繰出金の支出も増加している傾向にある。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	522,326,606	567,529,000	578,902,000	590,240,000	599,970,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	514,436,172	522,046,606	567,109,000	578,552,000	589,890,000	599,620,000
財源内訳	国県支支出金	327,954,247	335,065,025	361,551,000	367,474,000	375,775,000	383,275,000
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	186,481,925	186,981,581	205,558,000	211,078,000	214,115,000	216,345,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	280,000	420,000	350,000	350,000	350,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画		—					
		実績							
	②	計画		—					
		実績							
③	計画		—						
	実績								
(記述欄)※数値化できない場合 事務費繰出金については、大部分が人件費であり、また、保険基盤安定繰出金については関係法令に基づく義務的な経費であるため数値化できない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	計画	-			
			実績			-	-	-	-
②			計画	-					
			実績			-	-	-	-
③			計画	-					
			実績			-	-	-	-

もたらそうとする効果・成果の数値化

成果指標

〈記述欄〉※数値化できない場合
事務費繰出金については、大部分が人件費であり、また、保険基盤安定繰出金については関係法令に基づく義務的な経費であるため数値化できない。

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本市後期高齢者医療事務を実施するのに必要な経費、及び法令により定められた保険料軽減のための公的費用の支出であり妥当である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	本市後期高齢者医療事務を実施するのに必要な経費、及び法令により定められた保険料軽減のための公的費用の支出であることから市民ニーズは高い。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	本市後期高齢者医療事務を実施するのに必要な経費、及び法令により定められた保険料軽減のための公的費用の支出であることから市が当然関与しなければならない。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	被保険者数の増加により繰出金は増加傾向にあるが、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るうえで、必要な経費である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令等に基づく事業への繰出金であるため、見直しの余地はない。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令等に基づく事業への繰出金であるため、他事業との統合・連携はできない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令等に基づく事業への繰出金であるため、民間委託等はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	臨時職員の雇用により人件費を縮減することで、コスト削減に努めている。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者である被保険者については、熊本県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料を負担している。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 本市後期高齢者医療事務を実施するのに必要な経費、および法令により定められた保険料軽減のための公的費用の支出であり後期高齢者医療制度の継続に沿って今後も現行どおり継続するものである。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後も後期高齢者医療制度の内容に沿って事業を継続していく。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250510

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	特別会計繰出金事業(国保)		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	03	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	06	—	12 — 16
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために			
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営			
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保			
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営			
事務事業の目的	八代市国民健康保険事業の運営に関する経費について、八代市国民健康保険特別会計へ繰り出す。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	国民健康保険法に基づき、八代市国民健康保険事業の運営に関する経費について、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金。	総務省による国民健康保険繰出基準に基づき国保特別会計へ繰り出す。 内訳 事務費分 173,478,571円 保険給付(出産育児一時金)分 50,140,000円 国保財政安定化支援分 217,330,000円 保険基盤安定分 648,059,061円
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
八代市国民健康保険財政の安定化。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

繰出金額は、平成17年度から19年度までは13億円から13.8億円の範囲で推移していたが、平成20年度の後期高齢者医療保険制度創設に伴う制度改正等以降、10.9億円から11.8億円の範囲内での増減で推移している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	1,088,657,632	1,152,505,000	1,152,505,000	1,152,505,000	1,152,505,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	1,155,185,014	1,088,307,632	1,152,505,000	1,152,505,000	1,152,505,000	1,152,505,000
財源内訳	国県支出金	493,669,227	486,044,294	537,043,000	537,043,000	537,043,000	537,043,000
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	661,515,787	602,263,338	615,462,000	615,462,000	615,462,000	615,462,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	350,000	0	0	0	0
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	-				
			実績					
②			計画	-				
			実績					
③			計画	-				
			実績					

(記述欄)※数値化できない場合
法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250561

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	年金事務事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	03	—	01 — 05
			事業コード(大-中-小)	01	—	31 — 28
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	健全で安定した年金制度の基盤確立、市民の国民年金受給権を確保をする。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	国民年金法に基づく、法定受託事務(資格取得・資格喪失・種別変更受付、法定免除・申請免除・納付猶予・学生納付特例の受付、国民年金裁定請求の受付、死亡一時金・未支給年金請求受付)。協力連携事務(年金相談、口座振替・前納の促進、市報等による制度の周知啓発、その他)。					
根拠法令、要綱等	国民年金法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
国民年金被保険者	資格取得時における納付督促。口座振替・前納の促進。市報・ホームページによる制度周知啓発。年金制度等に関する相談を行う。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
市民の年金受給権を確保する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成11年7月「地方分権一括法」が公布され、これまでの機関委任事務を廃止し、法定受託事務として位置づけられた。国民年金事務は法定受託事務と協力・連携事務を行うこととなった。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	25,189,905	28,810,000	28,810,000	28,810,000	28,810,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	790,141	689,905	810,000	810,000	810,000	810,000		
財源内訳	国県支支出金	790,141	689,905	810,000	810,000	810,000	810,000		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	0	0	0	0		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	24,500,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	3.50	4.00	4.00	4.00	4.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 免除申請進達数	件	計画	—	6640	6850	6850	6850	6850
			実績	6633	6843	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
<記述欄>※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 納付率 納付が進み、納付が困難な場合は免除申請を受けけることで納付率が上がるため指標として設定した。	%	計画	-	64.6	65.5	65.6	65.7	65.8
			実績	64.5	65.4	-	-	-	-
	②	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
	③	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	国民年金制度の周知・啓発及び相談を行い、保険料納付困難等で未納になっている方が免除等の申請をすることで、受給権の確保ができる。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	国が運営する制度で、法定受託事務及び、相談業務等市民に必要な事業である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国が運営する制度で、法定受託事務及び、相談業務等市民に身近な市が取り組む事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	国民年金保険料の能率が向上している。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国が運営する制度で、法定受託事務及び、相談業務等必要な事業である。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	最小限の人数で対応している。法定受託事務でもあり、相談業務等複雑な内容にも対応が必要なため、他に委託等できない。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	類似事業はない。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	最小限の人数で対応している。法定受託事務でもあり、相談業務等複雑な内容にも対応が必要なため、非常勤職員等による対応できない。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	市民の年金受給権の確保について負担を求める余地はない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善							
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 国民年金制度の制度改革に対応した適切な事務執行を行うとともに、年金制度についてわかりやすい説明をするよう努める。					
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 国民年金制度の動向を踏まえ被保険者の受給権の確保に努め、必要に応じて事務の見直しを行っていく。						
改革改善による期待成果							
		コスト			外部評価の実施	無	実施年度
		削減	維持	増加			
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況	
	維持		●			H25取組内容	
	低下						
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等)		
特になし。							

別記様式（第5条関係）

No. 4250555

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	被保険者保険料納付金事業		会計区分	06 後期高齢者医療特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	02	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	61	—	31 — 03
施策の体系 (八代市総計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	主に75歳以上を対象とした後期高齢者医療保険制度の熊本県における保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合に対し、本市で収納した保険料を納付し、制度に係る財源の確保を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	熊本県後期高齢者医療広域連合が賦課し、本市後期高齢者医療被保険者から収納した後期高齢者医療保険料を関係法令に基づき熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付するもの。					
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	被保険者から収納した保険料	内容 (手段、方法等)	本市後期高齢者医療被保険者から収納した後期高齢者医療保険料を熊本県後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき支出するもの。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	後期高齢者医療の加入者が安心して医療を受けられるような、安定的な財源の確保を図る。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

関係法令に基づき支出しており、特に状況の変化等はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	1,072,118,500	1,079,087,000	1,086,400,000	1,093,900,000	1,101,400,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	1,064,068,100	1,070,718,500	1,077,687,000	1,085,000,000	1,092,500,000	1,100,000,000
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	1,064,068,100	1,070,718,500	1,077,687,000	1,085,000,000	1,092,500,000	1,100,000,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	—				
			実績			—	—	—
②			計画	—				
			実績			—	—	—
③			計画	—				
			実績			—	—	—

<記述欄>※数値化できない場合
関係法令に基づく義務的経費であるため指標化することができない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的経費であるため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	関係法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありますか か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	関係法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 関係法令に基づく義務的な事業である。これまで社会保障制度改革国民会議において、制度の存続も含め議論されていたところであるが、その最終報告書には、現行制度を基本としながら必要な改善を行うことが適当であると結論づけられており、今後も制度そのものは継続していくものと思われる。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 関係法令に基づく義務的な事業であるが、熊本県後期高齢者医療広域連合によって、2年におきに保険料率の見直しが行われている。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250556	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	保険基盤安定分担金事業			会計区分	06 後期高齢者医療特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	02	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)	61	—	31	—	04
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	低所得者等に対する後期高齢者医療保険料の軽減に係る公費を熊本県後期高齢者医療広域連合へ支出し、財政運営の安定化を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	本市一般会計から繰り入れた、低所得者等に対する後期高齢者医療保険料の軽減に係る公費を熊本県後期高齢者医療広域連合へ支出する。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		
		その他()				● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)		内容 (手段、方法等)							
後期高齢者医療被保険者		本市一般会計から繰り入れた、低所得者等に対する後期高齢者医療保険料の軽減に係る公費を熊本県後期高齢者医療広域連合へ支出するもの。(関係法令に基づく義務的経費)							
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)		○ 保険基盤安定分担金							
低所得者等に対する後期高齢者医療保険料の軽減に係る公費負担分を熊本県後期高齢者医療広域連合に支出することで、後期高齢者医療制度の適正な運営を図る。		〈財源〉一般会計繰入金 県費(3/4):335,065,025円 市費(1/4):111,688,343円							
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
関係法令に基づき支出しているが、被保険者数の増加等により支出額が増加の傾向にある。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	447,103,368	482,418,000	500,350,000	515,350,000	530,350,000
事業費(直接経費) (単位:円)				437,272,331	446,753,368	482,068,000	500,000,000	515,000,000	530,000,000
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			437,272,331	446,753,368	482,068,000	500,000,000	515,000,000	530,000,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			0	0	0	0	0	0
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画		-					
		実績							
	②	計画		-					
		実績							
	③	計画		-					
		実績							
〈記述欄〉※数値化できない場合 関係法令に基づく事務的な経費であるため指標化することができない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく事務的な経費であるため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	関係法令に基づく義務的な経費である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	関係法令に基づく義務的な経費である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令に基づく義務的な経費である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	関係法令に基づく義務的な経費である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	関係法令に基づく義務的な経費である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な経費である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な経費である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な経費である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	関係法令に基づく義務的な経費である。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 関係法令に基づく義務的な事業である。これまで社会保障制度改革国民会議において、制度の存続も含め議論されていたところであるが、「現行制度を基本としながら必要な改善を行うことが適当である」と内閣で決定しており、今後も制度そのものは継続していくものと思われる。		
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 関係法令に基づく義務的な事業である。					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No. 4250541

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	保険財政共同安定化事業拠出金事業		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	07	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 36
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	医療の高度化などによる高額な医療費の発生に伴う国保財政への影響を緩和し、市町村間の保険税(料)平準化や保険財政の安定化を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	レセプト1件当たり30万円を超える医療費につき、8万円を超え80万円までの部分について、各市町村の過去3カ年の実績から国保連合会へ拠出金を出し合い、実際に発生した医療費に応じて国保連合会より交付金を受ける。					
根拠法令、要綱等	国民健康保険法附則第26条、国民健康保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	八代市国民健康保険財政	内容 (手段、方法等)	レセプト1件当たり30万円を超える医療費につき、8万円を超え80万円までの部分について、各市町村の過去3カ年の実績から国保連合会へ拠出金を出し合い、実際に発生した医療費に応じて国保連合会より交付金を受ける。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	高額な医療費の発生に伴う国保財政への影響を緩和し、財政運営の安定化を図る。		

事業開始時点からこれまでの状況変化等

市町村国保の財政基盤強化策として平成21年度までの事業であったが、平成22年度から4年間継続されることとなった。さらに、平成24年4月国民健康保険法の一部を改正する法律により、事業は平成26年度まで継続、平成27年度からは恒久化されることとなっている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	2,080,597,657	2,102,238,000	2,114,000,000	2,103,000,000	2,093,000,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	2,099,279,870	2,080,247,657	2,102,168,000	2,114,000,000	2,103,000,000	2,093,000,000		
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	2,099,279,870	2,080,247,657	2,102,168,000	2,114,000,000	2,103,000,000	2,093,000,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	350,000	70,000	0	0	0		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.05	0.01	0.00	0.00	0.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 保険財政共同安定化事業拠出金額	千円	計画	—	2109695	2102168	2114000	2103000	2093000
			実績		2080247	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法定事務であり、国保財政の安定化に寄与している。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法定事務であり、国保財政の安定化に寄与している。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法定事務であり、国保財政の安定化に寄与している。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法定事務である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法定事務である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法定事務である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法定事務である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	拠出金の支出等に係る事務処理であり、既に最低限の時間と人員で実施しているため、人件費の削減は難しい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありますか (引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	拠出金の支出等に係る事務処理であり、既に最低限の時間と人員で実施しているため、人件費の削減は難しい。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国で定めた制度に基づき、都道府県内の保険者全体で一定の基準で行う事業であるため。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容									
成24年4月国民健康保険法の一部を改正する法律により本事業は平成26年度まで継続し、さらに平成27年度からは恒久化して全ての医療費を対象とすることとなっていることから、事業規模は拡大しさらなる国保財政の安定化に寄与すると思われる。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250558	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_国保ねんきん課				
				課長名	中村 伸也				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	保険料還付金事業			会計区分	06 後期高齢者医療特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	61	—	31	—	06
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	過年度に係る後期高齢者医療保険料の過誤納付を返還し、保険料の納付の公平性を図るもの。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	過年度に係る後期高齢者医療保険料額の更生や重複納付等に伴う過誤納付金を抽出し返還する。								
根拠法令、要綱等	後期高齢者の医療の確保に関する法律、八代市後期高齢者医療に関する条例								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定					

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を） 後期高齢者医療被保険者。	内容（手段、方法等） 過年度分に係る後期高齢者医療保険料額の更生や重複納付等に伴う過誤納付金を抽出し返還、または未納保険料へ充当するもの。 (財源) 保険料還付金:後期高齢者医療広域連合へ請求
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか） 後期高齢者医療保険料の過誤納付金(過年度分)を返還し、保険料の納付の公平性を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等	
この業務に関しては、特に状況の変化等はない。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	2,386,500	4,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	1,421,700	986,500	3,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0
	一般財源（特別会計→事業収入）	1,421,700	986,500	3,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
①			計画	-				
			実績			-	-	-
②			計画	-				
			実績			-	-	-
③			計画	-				
			実績			-	-	-

〈記述欄〉※数値化できない場合
義務的経費であるため指標化できない。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 義務的経費であるため指標化できない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	関係法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	関係法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	関係法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	関係法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善						
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 関係法令に基づく義務的な事業であり、今後も制度の内容に従い継続していく。		
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 関係法令に基づく義務的な事業であり、今後も制度の内容に従い継続していく。					
改革改善による期待成果						
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度	
		削減	維持	増加		
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容	
	維持		●			
	低下					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250560

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 国保ねんきん課
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	予備費(後期高齢)		会計区分	06 後期高齢者医療特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	05	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	61	—	31 — 09
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営			
事務事業の目的	制度改正等に伴う突発的な事態に対する予算対応を図るもの。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	制度改正等に伴う突発的な事態に対する予算対応を図るもの。					
根拠法令、要綱等	地方自治法					
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> その他(<input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託)	法令による実施義務 (該当欄を選択)		<input type="radio"/> 1 義務である <input checked="" type="radio"/> 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
後期高齢者医療特別会計	制度改正等に伴う突発的な事態に対する予算対応ができるように備えておく。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
制度改正等に伴う突発的な事態に対する予算対応を図るもの。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

特に状況の変化等はない。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	—	70,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)		0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
財源内訳	国県支支出金		0	0	0	0	0	
	地方債		0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)		0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	70,000	0	0	0	0	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画	—					
		実績			—	—	—	—
	②	計画	—					
		実績			—	—	—	—
	③	計画	—					
実績				—	—	—	—	
(記述欄)※数値化できない場合 突発的な事態に対する予備的経費であるため数値化できない。								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 突発的事態に対する予備的経費であるため数値化できない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	突発的事態に対する予備的経費である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	突発的事態に対する予備的経費である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	突発的事態に対する予備的経費である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	突発的事態に対する予備的経費である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	突発的事態に対する予備的経費である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	突発的事態に対する予備的経費である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	突発的事態に対する予備的経費である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	突発的事態に対する予備的経費である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	突発的事態に対する予備的経費である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 突発的事態に対する予備的経費である。					
	改革改善内容								
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 突発的事態に対する予備的経費であるため、今後も予算措置を継続していく。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No. 4250543

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	予備費(国保)		会計区分	04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	10	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	41	—	31 — 38
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために			
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営			
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保			
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営			
事務事業の目的	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	予算外の支出又は予算超過の支出に備え、歳出予算に計上する。					
根拠法令、要綱等	地方自治法					
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> その他(<input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託)	法令による実施義務 (該当欄を選択)		<input type="radio"/> 1 義務である <input checked="" type="radio"/> 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
予算外の支出又は予算超過の支出	予算外の支出又は予算超過の支出の緊急事案等に備え、歳出予算に計上。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
緊急事案等への迅速な対応。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

特段の変化なし。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	-	70,000	10,070,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	0	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	70,000	70,000	0	0	0	
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	-				
			実績			-	-	-
	②		計画	-				
			実績			-	-	-
	③		計画	-				
実績					-	-	-	-
(記述欄)※数値化できない場合 予備費である。								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 予備費である。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点	チェック	判断理由		
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	予備費である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	予備費である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	予備費である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	予備費である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	予備費である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	予備費である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	予備費である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	予備費である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	予備費である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 予備費である。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 予備費である。					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

No. 4250521

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係
課長名	中村 伸也

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	療養給付事業（一般）		会計区分		04 国民健康保険特別会計		
			款項目コード(款-項-目)		02 — 01 — 01		
			事業コード(大-中-小)		41 — 31 — 15		
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち				
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり				
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化				
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営				
事務事業の目的	八代市国民健康保険の一般被保険者の医療費に関して、保険者が療養の給付を行う。						
事務事業の概要 (全体事業の内容)	一般被保険者が被保険者証を提示して受けた医療サービスに対する自己負担分等を除く医療費について、熊本県国民健康保険団体連合会を通して、保険者は療養の給付を行う。						
根拠法令、要綱等	国民健康保険法						
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
一般被保険者の療養の給付。	熊本県国民健康保険団体連合会が集計した診療報酬請求分における、本市対象分の支払い。 n月請求分=③+④ ①n-2月診療分の診療報酬請求確定額 ②n-2月診療分の診療報酬概算払額 ③n-2月診療分の診療報酬精算額(=①-②) ④n-1月診療分の診療報酬概算払請求額
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
一般被保険者医療費の経済的負担の軽減。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成20年度の後期高齢者医療保険制度創設に伴う制度改正以降、国民健康保険被保険者数は減少を続けており、これらの影響等により、療養給付費（一般）決算額は、平成23,24年度は減少に転じていたが、平成25年度は2.8%の増加となっている。

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)			-	9,885,558,608	9,896,446,000	9,955,140,000	9,990,140,000	10,024,640,000	
	事業費(直接経費)			9,616,133,559	9,885,418,608	9,896,306,000	9,955,000,000	9,990,000,000	10,024,500,000	
	財源内訳	国県支支出金			4,047,678,000	4,155,988,000	4,279,473,000	4,181,100,000	4,195,800,000	4,210,500,000
		地方債			0	0	0	0	0	0
		その他特定財源(特別会計→繰入金)			691,607,000	1,024,434,000	1,023,953,000	796,400,000	799,200,000	802,000,000
		一般財源(特別会計→事業収入)			4,876,848,559	4,704,996,608	4,592,880,000	4,977,500,000	4,995,000,000	5,012,000,000
	人件費			24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)			(単位:円)	-	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
正規職員従事者数			(単位:人)	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
臨時職員等従事者数			(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	被保険者数(一般)	人	計画	-	39091	38806	38700	38568	38436
				実績	39728	39193	-	-	-	-
	②	一人当たりの療養給付費(一般分) 【=直接経費/被保険者(一般)】	円	計画	-	252884	255218	257235	259023	260823
				実績	263598	274558	-	-	-	-
	③			計画	-					
実績										
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。	
	改革改善内容 法令に基づく義務的な事業である。				
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No.	4250522	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉					
				所管課・係名	国保ねんきん課 保険税係					
				課長名	中村 伸也					
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	療養給付事業(退職)			会計区分		04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)		02	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)		41	—	31	—	16
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち							
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化							
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営							
事務事業の目的	八代市国民健康保険の退職被保険者の医療費に関して、保険者が療養の給付を行う。									
事務事業の概要 (全体事業の内容)	退職被保険者が被保険者証を提示して受けた医療サービスに対する自己負担分等を除く医療費について、熊本県国民健康保険団体連合会を通して、保険者は療養の給付を行う。 なお、国民健康保険退職被保険者とは、主に厚生年金等加入期間が20年以上で、60歳以上65歳未満の国保被保険者のことである。									
根拠法令、要綱等	国民健康保険法									
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない				
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定					

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
退職被保険者の療養の給付。	熊本県国民健康保険団体連合会が集計した診療報酬請求分における、本市対象分の支払い。 n月請求分=③+④ ①n-2月診療分の診療報酬請求確定額 ②n-2月診療分の診療報酬概算払額 ③n-2月診療分の診療報酬精算額(=①-②) ④n-1月診療分の診療報酬概算払請求額
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	
退職被保険者医療費の経済的負担の軽減。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
団塊世代の加入等で、国民健康保険退職被保険者(主に厚生年金等加入期間20年以上で、60歳以上65歳未満の被保険者)は増加傾向にあったこと等により、療養給付費(退職)決算額は、過去2年2~4%増加していたが、団塊世代の一部が対象年齢を超過したこと等により、平成25年度決算においては、前年度決算比で4.8%減少している。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	587,467,062	596,783,000	413,140,000	309,640,000	207,140,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	617,198,685	587,327,062	596,643,000	413,000,000	309,500,000	207,000,000		
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	554,293,000	587,327,000	582,490,000	392,350,000	294,000,000	196,650,000		
	一般財源（特別会計→事業収入）	62,905,685	62	14,153,000	20,650,000	15,500,000	10,350,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 被保険者数(退職)	人	計画	-	2158	1916	1502	1120	706
			実績	2154	1902	-	-	-	-
	② 一人当たりの療養給付費(退職分) 【=直接経費/被保険者(退職)】	円	計画	-	270529	325000	325000	325000	325000
			実績	325807	350777	-	-	-	-
	③		計画	-					
実績									
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 法令に基づく義務的な経費のため指標化することができない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法令に基づく義務的な事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法令に基づく義務的な事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法令に基づく義務的な事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	法令に基づく義務的な事業である。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法令に基づく義務的な事業である。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法令に定められた義務的な事業であるため、法の改正等に基づく。								
改革改善内容									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 関係法令に基づく義務的な事業であるので、成果の数値化はできない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	国の制度に則った事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	国の制度に則った事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国民健康保険法第3条により、実施主体は市町村である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	国の制度に則った事業である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国の制度に則った事業である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	支給の可否の決定など難易度が高い事務処理が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	国民健康保険特別会計にて実施している唯一の事業である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	支給の可否の決定など難易度が高い事務処理が必要なため、正規職員による実施が望ましい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はあります か(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者に負担を求めて実施する事業ではない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 国の制度に則った事業であるため。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 申請書の内容点検等をより充実させることにより、適正な給付に繋げる。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等)				
特になし									